

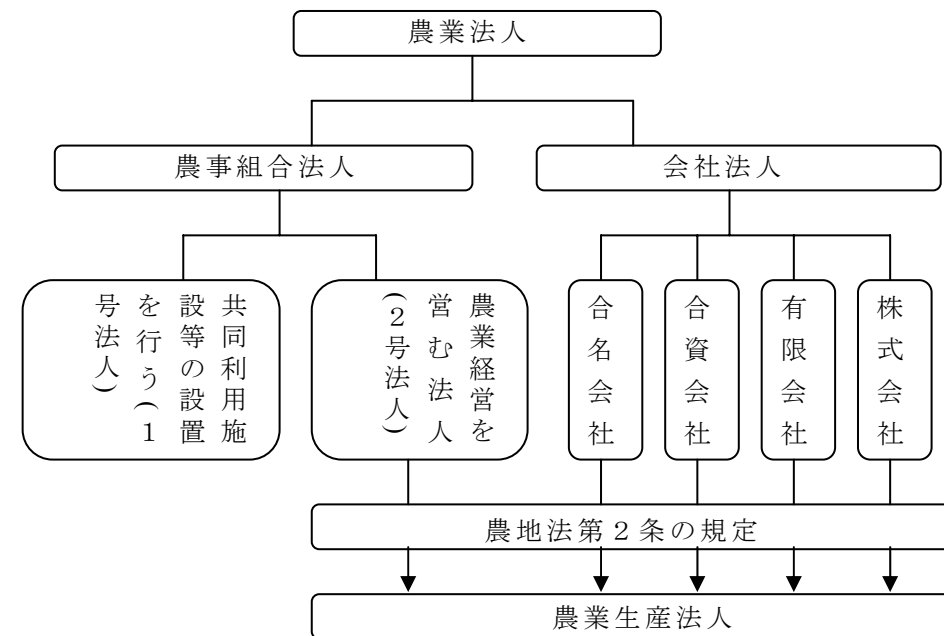
# 用語の解説

## 注1 農業法人

農業法人とは「法人形態」によって農業を営む法人の総称です。この農業法人には「農事組合法人」と「会社法人」の2つのタイプがあります。

また、農業法人は、農地の権利取得の有無により「農業生産法人」と「一般農業法人」に大別されます。

農業生産法人は、農業経営を行うために農地を取得できる法人であり、有限会社、農事組合法人（農業経営を営む、いわゆる2号法人）、合名会社、合資会社、株式会社（株式の譲渡制限のあるものに限る）の5形態です。また、事業や構成員、役員についても一定の要件があります（ただし、農地を利用しない農業の場合は農業生産法人の要件を満たす必要はありません）。



相談窓口：県庁農政部農業団体金融課

## 注2 農業改良資金

農畜産物の加工を始めたり、新作物に取り組む場合、あるいは新技術を導入する場合などに、施設・機械の改良に必要な資金等を無利子で貸し付ける制度資金です。

貸付方式には、県が農業者に直接貸し付ける直貸方式と、県が農協等民間融資機関に貸し付け、融資機関が農業者に貸し付ける転貸方式の2種類があります。

貸付利率	償還期間※ (据置期間)年	貸付限度額等	資金用途
無利子	原則：10(3) 特定地域資金 ：12(5) エコファーマー ：12(3)	(貸付限度額) 個人：1,800万円 法人等：5,000万円 (融資率) 認定農業者：100% 認定農業者以外の 農業者等：80%	施設(農機具を含む) の改良、造成又は取得 に必要な資金等

相談窓口：各地域振興局（熊本農政事務所）農業振興課・農業普及指導課

# 用語の解説

## 注3 農業近代化資金

認定農業者等の農業の担い手の方々が、自らの創意工夫により、農業経営改善のために設備投資を行う場合などに農協等の民間金融機関が融資する、最も一般的な制度資金です。

貸付利率は H17. 10. 20 現在

貸付金利	償還期間※ (据置期間) 年	貸付限度額等	資金用途
個人：1.70% 共同：1.70% 小土地改良 ：1.70%	貸付内容により 7～20 (2～7)	(貸付限度額) 個人：1,800万円 (特認2億円) 法人等：2億円 共同：1.5億円 (特認あり)  認定農業者特例 の適用限度額 個人：1,800万円 法人等：3,600万円  (融資率) 認定農業者：100% 認定農業者以外の農 業者等：80%	・施設農機具等 取得資金 ・果樹等植栽育 成資金 ・家畜購入育成 資金 ・長期運転資金 等

相談窓口：各地域振興局（熊本農政事務所）農業振興課・農業普及指導課

## 注4 農業経営基盤強化資金

認定農業者向けの農業経営改善のための資金です。  
資金規模が大きい、償還期間が長い、農地取得のための資金が必要である等農業近代化資金で十分に対応できない場合に、農林漁業金融公庫が融資する資金です。

貸付利率は H17. 10. 20 現在

貸付利率	償還期間※ (据置期間) 年	貸付限度額等	資金用途
1.50～2.30% (償還期間に よって異な ります)	25(10)	(貸付限度額) 個人：1.5億円 (特認3億円)  法人：5億円 (特認10億円)  (融資率) 100%	・農地の取得、改 良、造成に必要 な資金 ・施設、機械の取 得に必要な資金 ・長期運転資金 等

相談窓口：各地域振興局（熊本農政事務所）農業振興課・農業普及指導課

※各資金毎に定められた償還期間（据置期間）は、それぞれの最長限度を示すもので、実際には貸付対象施設等の耐用年数や貸付対象事業の効果、収益力などを考慮し、必要な期間となります。

# 用語の解説

## 注5 認定農業者制度

農業経営基盤強化促進法により、それまでの農業経営規模拡大計画の認定制度を拡充し、農業者が作成する農業経営の規模の拡大、生産方式・経営管理の合理化、農業従事の態様の改善等農業経営の改善を図るための計画（農業経営改善計画）を同意市町村に提出し、同計画が適当である旨の認定を受ける制度です。

相談窓口：県庁農政部農業振興課

## 注6 中小企業新事業活動促進法

中小企業や組合の方が、自社にとって新たな取り組みを行い、経営の向上に取り組むビジネスプラン（経営革新計画）を作成して、都道府県等から中小企業新事業活動促進法の承認を受けると、その計画達成の支援として、支援機関による別途審査はあるものの補助金、税制、信用保証、融資等を受けることが出来ます。

相談窓口：県庁商工観光労働部産業支援課